

次期市民福祉総合計画策定骨子案

平成 22 年 8 月 24 日 現在

- 第 1 章 背景～安心・支えあいの福祉社会づくりの再構築の必要性～
- 第 2 章 計画の考え方（意義、位置づけ、期間、構成）
- 第 3 章 市民福祉の課題の検証と方向性
- 第 4 章 計画の基本理念（基本方針）・考え方
- 第 5 章 具体的取り組み方策
- 第 6 章 部門別計画が伝えたいこと
- 第 7 章 最後に

第 1 章 背景～安心・支えあいの福祉社会づくりの再構築の必要性～

次期市民福祉総合計画の策定の背景となる、市民福祉を取りまく背景（現状・課題）を示し、そして、神戸の強み・弱み、神戸らしさを点検・検証して、将来に向けた安心・支えあいの市民福祉を構築しようと提起します。

- ・ 市では、市民福祉条例に基づき、これまで、市民・事業者・行政による先駆的取り組みを行ってきました。
 - ふれあいのまちづくり＝市民の率先した取り組み、地域福祉センターの面的配置
 - ・ 阪神・淡路大震災では、従来の絆・新しい絆で乗り越えました。
 - ・ 2000 年＝地方分権、福祉の枠組みの変化（措置から契約）の中で、ニーズの増加に対しては、福祉基盤の増加（＝あんしんすこやかセンターの面的整備、社会福祉施設等の増など）、制度の充実により、対応してきました。
 - ・ この間、社会情勢が急激に変化してきました。
 - ・ 超高齢・人口減少、生活様式変容→生活不安
 - ・ 制度改正と専門分化→制度不安
 - ・ グローバル化と景気悪化・頭打ち→雇用不安
 - ・ また、市民活動も変化してきました。
 - ・ 地域住民の活動者の不足・活動の停滞
 - ・ 新しい価値、つながりの多様化
 - ・ そのような中で、孤立する市民も顕在化するなどの課題が出ています。
- もう一度、神戸の強み・弱み、神戸らしさを点検・検証して、将来に向けた安心・支えあいの市民福祉を構築していく必要があります。

第2章 計画の考え方

この章では、次期計画が、市民福祉条例に基づく市民福祉の総合計画であるとともに、社会福祉法に規定する、住民と行政とが協働して計画する地域福祉計画を併せ持つことを示します。

さらに、「神戸づくりの指針」、「重点施策計画」などの総合基本計画（マスタープラン）と連携・補完しあう、調和した計画であることを示します。

1. 計画の意義

- 次期市民福祉総合計画は、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等の各主体が、現在の市民の福祉をめぐる複合ニーズの増加や制度のスキマの拡がりといった諸課題に的確に対応するために、これからの5年間（10年先・15年先を視野に入れながら）に、いかに協働し、何をすべきかを示すための計画です。
- 広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であることとあわせ、その理念や主要となる事項は、市民の主体的な参加により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。
- 計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていきます。

2. 計画の位置づけ

- 市民福祉条例に基づく、昭和52年から継続する市民福祉の総合計画です。
- 社会福祉法が要請する、住民と行政とが協働して策定する地域福祉計画であり、その実行過程にあっても、市民の主体的な参画を要請しています。
- 総合基本計画（マスタープラン）の「神戸づくりの指針」、「重点施策計画」などと調和が図られた、保健福祉分野の総合計画です。
- 市民福祉に関する分野別の計画が、市民の課題に対して連携して対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、横軸でつなぐといった補完しあう計画とします。

3. 計画の期間

- 平成23年度から27年度までの5年間とします。
- これからの5年間・10年間・15年間は、地域福祉の維持・(再)構築を行ううえで、最も重要な期間ととらえ、中期的な視野にたった方向性と、短期に解決が必要な施策を両立させていきます。

第3章 市民福祉の課題の検証と方向性 ～つなぐことの重要性～

本章では、まず、次期計画の策定にあたり、市民福祉をめぐる課題等の抽出及び要因点検を目的として設置されたワーキンググループが、主に供給サイドからヒアリングして抽出した課題を、複合事例に当てはめて課題解決の検討を行う過程で共通して見えてきた取り組むべき方向性を示します。

さらに、市民福祉調査委員会小委員会が、市民・民生委員児童委員、地域自治組織、NPO法人・社会福祉法人等の事業者、社会福祉協議会等の参画を得て実施したワークショップでの提案・意見の中から、ワンストップサービスやつなぐことの重要性を提起します。

1. 市民福祉をめぐる課題等の抽出及び要因点検（WGの取り組み）

- 市民福祉をめぐる課題等の抽出及び要因点検を目的として設置されたワーキンググループでは、提供者側からの視点のみならず、ユーザー側の視点にも立って、複合的課題事例などの共通要因・対応策を、発見～相談～サービス提供の各場面で、支援者間などの「連携」、相談援助の「総合化」、新たな仕組みなどの「開発」、窓口など「アクセス」と共通する視点を定めて検討・整理し、その過程で共通して見えてきた取り組むべき方向性を示しました。

〈課題と必要な対応策の例〉

		発見の過程での課題	相談過程での課題	サービス提供段階での課題
連 携	課 題	・連携不足により見過ごされる	・連携不足のため利用者ニーズに対応できない	・連携不足のため利用者ニーズに対応できない
	対 応	○課題の早期発見、早期対応のための連携強化	○連携を支援するコーディネーターが必要	○連携を支援するコーディネーターが必要
総 合 化	課 題	・課題の多様化への対応できていない	・総合的な相談体制が不十分である	・個人制度だけで対応できない
	対 応	○必要な情報提供と正しい知識・理解の啓発	○相談のワンストップ化による総合化	○サービスの総合化・機能の拡充
仕 組 みの 不 備	課 題	・（ハイリスク者の）発見の仕組みが不十分	・相談・手続きに時間がかかる	・ちょっとした困りごとに対応できない ・働く場がない
	対 応	○拠点活用とアウトリーチ機能強化	○相談窓口のワンストップ化	○軽度支え合いサービスの推進 ○コミュニティビジネスの支援
ア ク セ ス	課 題	・近隣者がアクセス窓口を知らないのでつなげない	・困っている市民からはアクセス困難である	・困っている市民からはアクセス困難である
	対 応	○住民が気軽に相談できる環境づくり	○アクセスしやすい場所で相談・情報提供	○居場所、サービスにアクセスしやすい仕組み

〈方向性〉

- ① 総合化に欠かせない視点として、市民ニーズを受け止め幅広く対応するワンストップサービス機能の充実・促進
- ② 地域を軸として多様な関係機関・関係者間のネットワーク構築を行うコーディネーターを配置
- ③ 「新しい公共」を担うコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスを支援・推進

2. ワークショップを通じた市民・事業者からの提案（小委員会の取り組み）

○ 小委員会では、これからの地域福祉のあり方や総合的・体系的な市民福祉の仕組みの構築を展望した計画を策定するために、さらに議論を重ねるとともに、ワークショップを開催してさらに市民との課題・方向性の共有に努めています。

○ ワークショップを通じてみえてきた意見・提案は、次のとおりです(例)。

ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化	<ul style="list-style-type: none">○ 複合ニーズには、異職種が連携・協働して対応する必要がある。○ 地域福祉センターが住民の身近な場所として初期相談の役割を果たしてほしい。
コーディネーターを配置し、支援者間の連携を支援	<ul style="list-style-type: none">○ 異分野・異業種の支援者が定期的集まる場が有意義である。○ 制度と制度外のサービス間で連携を密にできればよい。○ ふれまち協同士の交流、ふれまち協とPTA・企業・NPOなどとのつながりが必要である。
地域福祉活動の今日的展開を支援・推進	<ul style="list-style-type: none">○ 地域からコミュニティビジネスで活動の継続性を高めようとする動きがある。○ 小地域で、住民組織・事業者等のワークショップが必要である。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 行政が市民意識をサポートすると少数者への理解が進む。○ 行政は最後のところをしっかりと対応してほしい。

- 小委員会での議論やワークショップの取り組みなどからも、必要な考え方として、
- ・ ワンストップサービスの推進
 - ・ コミュニティソーシャルワーカー設置による支援者間連携強化、地域住民団体の他団体との結びつき強化
 - ・ コミュニティビジネスの支援を含む地域福祉活動の今日的展開を支援・推進
 - ・ 地域福祉センターの新たな機能展開
 - ・ 行政のサポートの必要性
- などが指摘されています。

本章では、次期市民福祉総合計画の基本理念、方向性、主体のあり方、圏域のあり方を示します。

各主体のあり方・役割については、市民の福祉ニーズの複合化、市民意識の変容や、制度の進展、福祉活動者の多様化などの中で、主体間のスキマや役割の偏重を防ぎ、そのつながりをさらに強めていくために示すものとしします。

また、市民一人ひとりが社会的なつながりを感じている地域、地域で活動を行う団体がつながりを有している地域など、地域のエリアは多元的であることをふまえ、重層的に支援を行う必要があることを示します。

1. 基本理念

- 市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築していきます。

(「神戸づくりの指針」第2部「暮らしを守る」「1ともに支え合う社会をつくる」では、「あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャルインクルージョン）をめざします」と記載しています。本計画の基本理念も指針同様に、ソーシャルインクルージョンを基本として考えています。)

2. 基本理念を協働により実現するための必要な考え方・方向性

- 基本理念を実現し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築していくために、これまで築き上げてきた「強み」を活かして、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要です。
- ワンストップサービス機能や、コーディネーター配置による支援者間連携により、制度のスキマを防ぎ、こぼれ落ちることがないようにします。
- 多くの市民が参加できる仕組みを構築します。

(1) ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化

利用者本位に、制度の総合化・多機能化（ワンストップサービス）を実現していきます。

(2) コーディネーターを配置し、地域の多様な支援者間の連携を支援

制度・制度外のサービスを最適に組み合わせるとともに、携わる人の連携を支援します。

(3) 地域福祉活動の今日的展開を支援・推進

多元的な市民の活動をゆるやかな連携でつなげ、受け止めていくものとしします。

コミュニティビジネスなどの新たな活動について、推進していきます。

3. 主体のあり方

- 地域生活・地域福祉を支える各主体は、福祉課題が複合化する中で、その活動や連携のスキマをつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

各主体に求められ、担うべき役割・あり方は、次のように考えられます。

主体	あり方・役割等(例)
(1) 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが社会とのつながりを維持・構築できるようにします。 ・全て市民は、自らの生活自立・維持向上に努めるとともに、能力に応じて、ご近所や地域での福祉活動に努めます。また、態様に応じた福祉サービスを等しく受けることができます。
(2) 地域自治組織	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、主任児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、子ども会など、地域の住民による諸団体は、これまでもこれからも、地域住民の生活を最も身近に支える存在です。 ・そのためにも、これまで以上に、住民同士の絆を深めるとともに、将来を見据え世代間のつながりを再構築する必要があります。
(3) NPO・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・代表的な今日的な福祉活動として、住民の生活ニーズによりきめ細かく対応するとともに、他の主体と協働して地域が抱える福祉課題に対応していくことが期待されます。
(4) 社会福祉法人・社会福祉施設等及び福祉サービスを提供する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等は、拠点・人材・ノウハウを、地域に向けて発揮することがより求められており、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中でのより身近な拠点化が期待されます。 ・また、業種を超えた事業者連携により、市民のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。
(5) 地域の企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所は、CSRにより市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。 ・社員・従業員が地域福祉活動に参加するきっかけづくりのための講座や仲介など(企業・事業所の取り組みを紹介)。
(6) 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、地域福祉のネットワークの核であり、求められるコミュニティソーシャルワーク力、総合力を発揮していきます。 ・地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、企画提案力、コーディネート力をさらに強化します。
(7) 行政	<ul style="list-style-type: none"> ・行政は、幅広いセーフティネット機能を構築し、総合力を発揮して、これからもより深刻化する市民福祉課題に対応していきます。 ・また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動を展開できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行うものとします。

- ただし、これらの役割(例)は、みなさんが生活している地域の中で、少し異なることもあると思われます。他者への尊厳のもと、自らの果たすべき役割が問われるのではないのでしょうか。

4. 生活圏域のあり方

- 隣近所の声の掛け合い、小地域での見守り、子どもから高齢者にいたる多世代が福祉活動に参加するための、多元的かつ重層的なエリアを設定し、つながりを維持・構築する必要があります。

(1) 近隣のエリア（隣近所、○丁目など）

隣近所、○丁目など、市民同士が日常的又は定期的に顔を合わせるなど、市民が互いに支え合うことを実現する大切なエリアと位置づけます。

(2) ふれあいのまちづくりエリア

概ね小学校区ごとに地域福祉センターがあり、ふれあいのまちづくり協議会が結成され活動しています。

ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につながるための仕組みを構築する必要があります。

(3) 地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターが包括するエリア

介護制度や障害者制度により、高齢者や障害者の方の包括的な相談及びマネジメントに応じています。

分野ごとでも、地域包括ケアシステムが検討されていますが、本計画では、分野間の連携構築が重要と考えています。

(4) 区のエリア

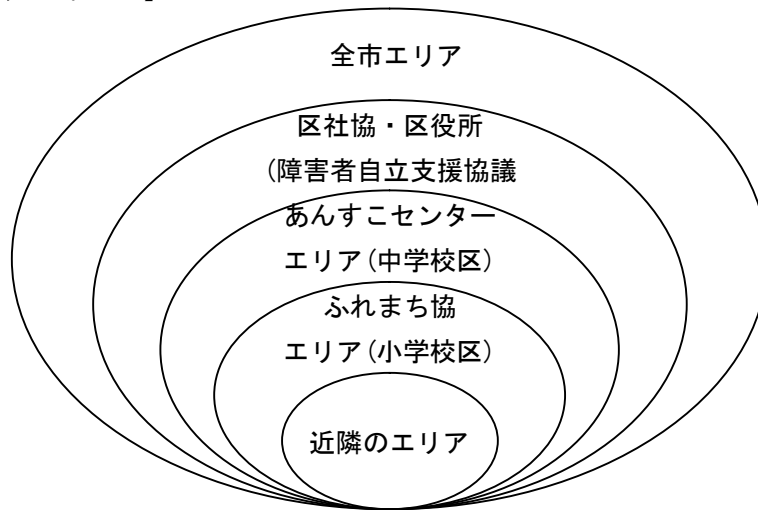
社会福祉協議会や区役所は、ふれあいのまちづくりや、地域包括ケアシステムを支えるために、区をエリアとした地域連携の仕組みの確立（支援者間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり）が必要です。

(5) 市域（全市）のエリア

セーフティネットをより重層化するうえで、全市を圏域と位置づけます。

- （上記のほかに、市民の幅広い参加意識を支えるための広域の圏域設定など、今日的な市民の「活動圏域」も示すこととします。）
- 例えば、支援を要する市民の支援場所そのものが、その人一人ひとりが思いを共有できる、昔育った、かつての知り合いと再会できるなどの理由により、遠隔地に集う方もおられます。これらによる「つながり」も大切であり、その人が安心した生活を続けるために、最も適切かつ必要なことを援助すべきと考えられます。
また、他地域に通う人であっても、生活している地域におけるつながり、地域の支え合いは重要であることに変わりありません。
- 圏域を示すことは必要ですが、範囲外の人を排除することにつながってはなりません。

【生活圏域の考え方】



社会福祉サービス圏域や、課題解決型の
NPOの活動圏域などは、多様である。

この章では、次期計画の方向性に沿った、具体施策を提案します。

1. ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化

- 全ての市民が、住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、一人ひとりが地域社会との関係性(つながり)を途切れさせないような支え合い・支援が必要です。

そのため、ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していきます。

- また、ふれあいのまちづくり協議会から、専門的な相談・サービス提供機関、さらに区役所・区社会福祉協議会に至るまでの多様な地域福祉資源が円滑につながり、協働して市民一人ひとりを支えるための取り組みを推進します。
- このように、市民が身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わって、課題の解決に向けてスキマを作らないよう連携して対応することをワンストップサービスと呼ぶこととします。

(1) ふれあいのまちづくり協議会（地域福祉センター）の機能強化

住民が、身近な拠点である地域福祉センターで、困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築します。

地域の実情に応じ、NPO・社会福祉施設等の多様な主体の参画を得ながら、地域で福祉課題を発見し解決方法を探るワークショップ、地域福祉活動方針・行動計画を策定していきます。

課題の発見力や早期対応力の向上を図るための研修などを充実させていきます。

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

これまでも、地域の中できめ細かな福祉活動を担っていますが、ますます増加する福祉ニーズに対して、他の主体との協働による、各層の見守りなどの福祉活動の充実を図ります。

(3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化

個別支援のコーディネートのキーパーソンである、あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターなどが、定期的に地域福祉センターを訪問して、要援護事例を吸収していく仕組みを構築します。それにより、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動に対する後方支援が強化されるとともに、地域での発見力等が向上することが期待されます。

市では、市民のその人らしい生活を支援する観点から、専門機関による現場の判断

を優先させる基準づくり、柔軟性を持たせるような支援のあり方を検討していきます。

(4) 地域支えあい活動の充実・「制度外」サービスの促進

一人ひとりのニーズに沿って、制度及び制度外サービスが、包括的かつ継続的に提供される仕組みを構築していきます。

(5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開

小規模多機能型居宅介護での障害者・子ども・地域住民等との共生モデルなどに取り組みます。

(6) 要医療者への配慮

地域の医療機関との連携により、地域での要医療者に適切な配慮を行います。

(7) 少数者の支援

対象者への情報提供の平準化、市民啓発による理解の促進を図ります。

(8) 生活困窮とならないための支援

国等との連携による生活福祉資金貸付などの円滑な実施を図ります。

住まいの確保を支援する施策等の充実を図ります。

社会的なつながりを維持・構築するための居場所機能の確保・構築を図ります。

(9) 評価の仕組みを構築

市民が安心してサービス利用できるよう、新たな評価制度（利用者満足度指標）を検討します。

(10) 行政の（局間の）連携の仕組みについて

地域で複合化した課題を解決する中で、各制度の施策の重複や、行政のすみわけが原因で解決できないことがないように、各団体等と関係する市所管課間の意見交換・交流を促進し、局間連携、局と区役所の連携、区役所内部の連携強化により、課題共有と課題克服を図っていきます。

市では、市民・事業者等と協働して、引き続き制度の拡充に取り組むとともに、先駆的な取り組みを評価し、市民がよりよい支援が受けられるよう努めていきます。

2. コーディネーターを配置し、地域の多様な支援者間の連携を支援

(1) 「コミュニティソーシャルワーカー」(仮称) を配置

コミュニティソーシャルワーカーについて

- 各区に配置する、コミュニティソーシャルワーカーの主たる役割は、地域活動者と専門性を有する相談機関等との関係づくり、相談機関間、相談機関とサービス提供機関、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関間などの関係づくりと、支援を必要とする人の専門機関への円滑なつなぎ・橋渡しです。そのため、コミュニティソーシャルワーカー自身が、要援護者をアセスメントし、支援計画を作成するものではないと考えています。
- 要援護者を援助するキーパーソンは、民生委員、主任児童委員、地域包括支援センタースタッフ、ケアマネジャー、障害者地域生活支援センター、医療関係者、NPOスタッフ、保健師等の行政職員など、市民一人ひとりのご様子によって様々だと考えられます。
- コミュニティソーシャルワーカーは、普段からの圏域内の顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図るとともに、連携構築の中で、住民ニーズの変化を把握していくことも求められます。

社会福祉協議会は、「住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉関係者などの参加・協力のもと福祉のまちづくりを行う民間団体」であり、「地域福祉の推進を目的」と法律上明記されています。

各区社会福祉協議会に、地域、事業者、行政の橋渡しをする「コミュニティソーシャルワーカー」(仮称) を配置し、地域における各主体間のつながりを強化するとともに、多様かつ複合的な課題を、最も適切な相談機関(キーパーソン)、サービス機関に円滑につないでいくために、各団体間、各団体と支援を要する人・家族等とのコーディネート・マッチングを行います。

(2) 制度に携わる人材のレベル向上策(コーディネート機能の向上)

(3) 新たな担い手市民を輩出する方策

市民・NPO・市民福祉大学などとの協働による、発見力・相談力の機能強化のための、地縁組織の担い手養成研修を充実します。

(4) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実

社会福祉施設等には、施設等の分野を超えて、身近な相談場所(案内場所・居場所)となることが求められていることから、社会福祉施設等と協働して地域支援のあり方を検討します。

3. 地域福祉活動の今日的展開を支援・推進

- 地域住民団体による、日ごろからの支え合い・見守り活動は、現在においても、これからも、ますます重要度を増してきます。
- 地域住民の中には、地域福祉活動の継続性を保たせるために、コミュニティビジネスを志向するような、新しい動きが出てきています。
- NPO法人やボランティアによる活動など、活動の今日的な広がりを支援して、よりきめ細かなネットワークによる支援が必要です。
- 「新しい公共」は、行政だけでなく、多様な担い手が、市民に「公共サービス」を提供するという考え方であり、市は、新しい公共が多元的に展開され、広く市民の利益につながるよう、制度のあり方の検討と必要な支援を行っていきます。

(1) コミュニティビジネスを志向する地域団体を支援

社会福祉協議会やNPOとの連携・協働による起業支援や必要な情報提供などを行います。

(2) コミュニティとパートナーシップを結ぶNPOや社会福祉施設等を支援

(3) 権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送り、福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用援助事業と成年後見利用支援事業のさらなる充実を図ります。

4. その他

(以下の事項についても記載していきます。)

- 学校等との協働・連携
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 災害時等における要援護者の避難支援・見守り
- メンタルヘルス対策・自殺予防対策 など

第6章 部門別計画が伝えたいこと

この章では、部門別計画の施策の方向性を、次期計画と調和を図り、地域住民との協働と連携を中心に示します。

1. 行政の計画から

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 障害者保健福祉計画
- 次世代育成推進計画
- 健康こうべ21
- 人権啓発・教育計画
- 住宅・男女・青少年・・・
- 総合基本計画

2. 神戸市社会福祉協議会の計画から

最後の章では、市民のニーズの変化に対し、機動的かつ柔軟に施策を変更していくことの必要性や、地域ごとに、地域の実情にあった福祉計画（福祉プラン）を策定することが有効であり、支援していくことを示します。

1. PDCAの重要性と実施方策

施策の遂行をチェックし、コミュニティソーシャルワーカー(仮称)や、あんしんすこやかセンターなどの専門機関、民生委員・児童委員及びふれあいのまちづくり協議会等の地域住民組織等が、地域の課題の変化をとらえ、変化に対応するような施策の変更の仕組みを構築します。

2. 地域ごとの福祉プラン策定支援

各地域で、市民（住民）の自主的・主体的な福祉活動を推進するため、きっかけづくり・仕組みづくりとしての地域福祉プラン策定と実行を支援します。

※ 先進的事例（第5章 具体的取り組み方策に組み込んで紹介）

- ・ 地域の取り組み
- ・ 事業者（NPOなど）の取り組み
- ・ 企業の取り組み
- ・ 他市町の事例 など